

## 公立大学法人横浜市立大学教員海外派遣補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学教員の教育研究の質的向上を図ることを目的に、教員の海外における学会活動等に対する補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金)

第2条 補助金は、海外における学会活動等に必要な渡航諸経費（航空券等・宿泊費）の一部に充てることとし、別表に定める地域別補助金交付額を上限として、予算の範囲内で支給する。

### (募集)

第3条 補助金交付対象者の募集は、教員海外派遣選考会が別に定める「募集要項」により行う。

### (応募)

第4条 応募することのできる教員は、本学専任教員で、海外で開催される学会等で役割を担って参加する者とする。

2 応募をする者は、次の各号の書類（以下「応募書類」という。）を教員海外派遣選考会に提出しなければならない。

（1）日程表

（2）参加する国際会議の概要（学会名、開催期間、趣旨、会場 等）が明示されているもの

（3）招聘状（基調講演、招待講演、議長、発表、ポスター発表 等）

（4）海外出張（研修）許可願兼誓約書

（5）講演要旨（講演者として出張する場合のみ提出）

（6）渡航諸経費の見積書（航空券等・宿泊費）

（7）経費負担関係書類

なお、（2）に関しては、渡航前に入手が困難な場合に限り、補助金精算の際まで、その提出期限を延長することができる。

### (補助金交付決定)

第5条 教員海外派遣選考会は、予算の範囲内で補助金交付対象者を決定し、応募者に対し、海外派遣補助金交付決定通知書又は海外派遣補助金交付不承認通知書により、結果を通知する。

### (報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、帰国後に、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 復命書（帰国後1ヶ月以内に提出）
  - (2) 査証の写し（パスポートの査証部分にある、出入国印の記載されたページの写し）
  - (3) 渡航諸経費の領収書（航空券等・宿泊費）
- (2)(3)は帰国後1週間以内に提出すること

（補助金の返還）

第7条 理事長に補助金の交付を受けた者が次の各号に該当した場合は、補助金の一部又は全額の返還を求めることができる。

- (1) 交付決定通知書で定められた出張条件で渡航しなかった場合
- (2) 帰国後、指定された期限内に復命書等を提出しなかった場合
- (3) 支給された金額未満の渡航諸経費を購入した場合のその差額

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教員海外派遣選考会が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条）

対象地域	補助金交付限度額
ヨーロッパ及び中南米、アフリカ地域	225,000円
北米東海岸及び南部	180,000円
北米西海岸	135,000円
オセアニア	150,000円
アジア（台湾・韓国を除く）	120,000円
台湾・韓国	60,000円